

# 湘南鷹取2丁目自治会 細則

【改訂1：令和6年7月9日】

## 第1章 本会の事業と組織

### (会 務)

- 第1条 本会は会則第2条の定める目的を達成するため次の会務を行う。
- (1) 交通安全に関すること。
  - (2) 防災、防火、防犯に関すること。
  - (3) 広報活動に関すること。
  - (4) 環境、衛生に関すること。
  - (5) 慶弔に関すること。
  - (6) 福祉、青少年の健全育成に関すること。
  - (7) 会館施設の維持管理に関すること。
  - (8) その他本会の目的達成に必要と役員会が決議した事項に関すること。

### (組 織)

- 第2条 前条の会務を遂行するため役員会の下に次の組織を設置する。
- (1) 班
  - (2) 常任委員会
  - (3) 役員会の決議により設置する専門委員会

## 第2章 班

### (班の区分)

- 第3条 会則第3条に定める本会の区域のなかに24の班を設置する。
- 第4条 設置された班を次の4ブロックに分ける。
- 第1ブロック 1～5班、第2ブロック 6～12班  
第3ブロック 13～17班、第4ブロック 18～24班

### (班 長)

- 第5条 班を組織した会員は班を代表する班長を選出する。
- 第6条 班長の任期は2か月とする。
- 2 班長は任期終了時に必要事項を次期班長に引継ぐものとする。

### (班長会)

- 第7条 原則として各月の第1火曜日に役員会との連絡、協議を目的とする班長会を開催する。
- 2 開催場所は自治会館、開催時間は原則として毎月午後7時からとする。
  - 3 班長は欠席の場合、代理を出席させるものとする。

### (班長の業務)

- 第8条 班長は本会の業務の遂行に努めるとともに、次のことを行う。
- (1) 班長は転出入者がある場合、直ちに役員に報告するとともに転入者に対して所定の入会申込書を渡し、入会を勧誘する。
  - (2) 班長は回覧・配布物を班長会で受領するほか、ブロックごとにリレー方式で受領し、すみやかに回覧、配布する。
  - (3) 班長は回覧物を回覧後6か月間保管する。
  - (4) 班長は緊急を要する場合、ブロックごとに口頭連絡を行い、最後の班長は最初の伝達者に連絡完了を報告する。

- (5) 班長は第17条に定める慶弔の事項を、直ちに役員会に報告する。
- (6) 配布物のうち、特に行政より依頼されたもの、また自治会が必要と認めたものについては、会員以外の世帯を含め全戸に配布する。

### 第3章 常任委員会および専門委員会等

(常任委員会)

- 第9条 常任委員会として交通安全委員会、防犯防火委員会、広報委員会、環境・衛生委員会、福祉委員会等を設置する。
- 2 常任委員会は役員及び必要に応じ役員会が委嘱した会員またはその代理人で構成され、委員長には役員を充てる。

(専門委員会)

- 第10条 専門委員会は役員会が必要と認めた場合、役員会が指示した目的を達成するために設置する
- 2 専門委員会は会長が委嘱した会員またはその代理人で構成され、委員長は互選により定める。

(顧問)

- 第11条 役員会は顧問を委嘱することができる。
- 2 顧問の任期は1年とする。期の途中で委嘱した場合は残存期間とする。
  - 3 顧問は要請により役員会に出席し、業務に関し発言することができる。ただし議決権はないものとする。

### 第4章 会費等

(会費等の種別)

- 第12条 会員は次の各号に掲げる費用を会費等として納入するものとする。
- (1) 本会の運営費用として総会が議決した額の会費
  - (2) 特定の活動費用として役員会が議決した臨時費
  - (3) 会員の共同負担が必要と役員会が認めた特別費

(会費等の納入)

- 第13条 5月当番の班長は前条の会費1か年分を班ごとに徴収し、6月定例班長会の際、会計役員に納入する。
- 2 会員に特別の事情がある場合、役員会はその会員の会費等を減免することができる。
  - 3 入退会した会員の会費等は次の通りとする。
    - (1) 会則第6条により入会した場合はその当月の会費等から徴収
    - (2) 会則第8条により退会した場合はその翌月以降の会費等を返却

### 第5章 役員を選出

(公募)

- 第14条 役員会は任期終了の2か月以前に期間を定め、会員に対し次期役員候補者を募集しなければならない。
- 2 会員から立候補の届出を受理した場合はその期間後、候補者の氏名その他必要な事項をあらかじめ会員に周知するとともに、総会に選任を諮るものとする。

(推薦委員会)

- 第15条 前条の手続きを経て立候補がない場合は推薦委員会を設けて候補者を選出する。

2 推薦委員会は各ブロックより選出されたそれぞれ2名以内の会員および役員2名で構成する。

(役員欠員補充)

第16条 役員に欠員が生じたときは役員会が会員より選出し総会に諮るものとする。

## 第6章 慶弔

(慶弔の種別)

第17条 会員または生計を同じにする同居の家族が次の各号に該当する場合は役員会が定める祝意または弔意の金品を贈ることとする。

- (1) 出産
- (2) 小学校入学
- (3) 成人
- (4) 逝去
- (5) 不慮の災害、事件、事故による重大な被害
- (6) 火災
- (7) その他上記に相当すると役員会が認めた場合

## 第7章 自治会館

(会館の管理運営)

第18条 本会が湘南鷹取3丁目自治会と共同所有する自治会館の管理運営は両自治会が共同で行う。

(会館運営委員)

第19条 会館運営は両自治会が協議して定めた規則に基づいて行い、両自治会が選任した会館運営委員がこれに当たる。

2 役員会は会員またはその代理人より会館運営委員を選出し、委嘱する。

## 第8章 細則の変更

第20条 この細則は役員会において役員3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

## 付 則

1. この細則の施行は認可地縁団体として横須賀市長から認可を受けた日からとする。
2. この細則の施行にともない、昭和54年5月1日施行の細則は廃止する。

## 付 記

1. 横須賀市指令市第28号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260号の2  
第1項の規定により認可する。

平成7年6月12日

横須賀市長

2.【改訂1】

令和6年4月28日開催の第52回定期総会決議に基づき、第2章 班 第8条（班長の業務）に（6）項を追記した。

令和6年 7月 9日

自治会長

以上